拘束性預金と実質金利

馬 淵 透

目 次

- 1. はじめに
- 2. 拘束性預金と貸出金利
- 3. 預金拘束率と実質金利
- 4. 過大な拘束預金の実例
- 5. にらみ預金
- 6. にらみ預金と実質金利
- 7. 実質金利計算法の修正
- 8. 拘束性預金擁護論

あとがき

第1節 はじめに

戦前から金融機関の貸出して際しては、債権保全のために債務者預金(貸 (2) (3) (4) 出金)の一部を拘束性預金(担保預金、見返預金、および見合預金)として

- (1) 第1節の 内容は, 平田治夫・津守金次郎共著,「歩積両建預金取扱必携」銀行 研修社, 昭和52年2月(全面改訂版), 第1編, 総説(pp.20-55)に負うところが大きい。
- (2) 正式に担保権が設定された預金のことで、金融機関が債務者に預金証書と担保 差入証を提出させるもの。

留保させることは、古くからの商慣習として行われてきた。

戦後、経済復興のために金融機関も一般企業もともに資金不足の状態が続き、企業の資金需要が旺盛なのとは相対的に、資金貸出の表面金利が政府の低金利政策によって低く抑え続けられてきたので、これを補う意味もあって歩積・両建預金を増大させる方法で実質金利が高められ、同時に個々の企業の信用状態に応じて預金拘束率に差等をつける方法で実質金利に格差をつけることによって、金融機関自身の利潤の増加を図り、これとあわせて貸出リスクのカバーをとってきたのである。しかもこの方法によって、低金利政策による資金需要のアンバランスがいくらかでも解消されたことは否定できない。

ところで金融機関が預金拘束を実行できたのは、恒常的資金不足による貸手市場であったことのおかげであると言えるが、この方法が金融機関の資金量拡大のための、安易な預金獲得手段でもあったことも無視できない。つまり、主として家計部門から貯蓄性預金を吸収する努力を怠たり、貸手市場の優位性を利用して強制的に、適量を超えて預金を拘束する方法で債務者預金を大量に吸収して預金量を拡大しようとしたところに、拘束性預金が問題視される理由が存在するのである。

第2節 拘束性預金と貸出金利

前節でのように拘束性預金を法律的に分類して、担保預金、見返預金、見

以上,脚注(2),(3),(4)の定義は,昭39.6.25蔵銀第822号,全国銀行協会連合会会長宛;昭和39.7.2.蔵銀第832号,全国相互銀行協会会長宛;昭39.7.10.蔵銀第904号,全国信用金庫協会会長宛各通達,「歩積・両建預金の自粛の徹底について」による。

⁽³⁾ 金融機関が担保権設定に必要な書類(預金証書と担保差入証,または担保差入 承諾書)の一部(多くの場合,預金証書だけ)を債務者に提出させるが,正式 の担保権設定手続きを留保したままで預金を拘束しているもの。

⁽⁴⁾ 担保または見返の手続をとらず、金融機関が預金額を留保して拘束しているもの。

合預金の3種を挙げたが、これらは狭義のものであって、広義のものとして(5)は、これらの他に、近年問題となっている「にらみ預金」が含まれる。これとは別に実務形態による分類があって、

- 1) 歩積み預金(金融機関が手形割引のときにその一部を債務者の預金として積み立てさせるもの)と,
- 2) 両建て預金(銀行が貸出しのとき、 その一部を 固定性の 預金に 振替え、貸出期間中拘束するもの)

とがそれである。

以下、本稿では断りのないかぎり、拘束性預金の後者の分類のうち、両建 預金の方に焦点を合わせて分析を行うことにしたい。

正式の両建の場合,通常は定期預金に振替えて貸出金の一部を拘束するのであるが、貸付金利の支払方法としては,

- a) 短期(3~6か月)の場合は手形貸付けの方法をとり、金利は手形期日までの分の一括先払い(すなわち天引き)を行う。預金金利が後払いであるのに対して貸付金利が先払いということには問題があるので、貸付金利も後払いの方向で検討されている模様である。
- b) 長期(1年以上)の場合は証書貸付けの方法をとり、金利は毎月、日 割計算(すなわち<u>元金×年利率×日数</u>)で支払われる。これにも毎月 365 (7) 前払いの方法と毎月後払いの方法とがあるが、預金利払いとの兼ね合
- (5) 金融機関が拘束性預金としての措置をとっていないにもかかわらず、債務者側において事実上払い戻すことが困難であると考えている預金,すなわち金融機関側が事実上拘束している預金。(昭51.11.18. 蔵銀第3243号,各金融機関協会会長宛通達)。多くの場合、定期預金または通知預金がこれに用いられる(某相銀による資料)。
- (6) 実際の割引率は、信用状態によって振出人および割引依頼人をそれぞれ5段階 にランク付けし、それぞれの組合せによってきまる25種類の割引率の中の1つ が適用される。また歩積み預金は普通預金の形をとることが多い(某相銀によ る資料)。
- (7) 消費者ローンは毎月後払いが普通であるが、対企業貸付けはすべて毎月前払い が慣行となっている(某相銀による資料)。

いから、後払いの方向で検討されている模様である。

第3節 預金拘束率と実質金利

ここでは通説による計算法に従って実質金利を求めるのに, まず数字例ではじめよう。

〔例〕貸出金500万円(年利率9%)の30%が1年満期定期預金(年利率5.5%)に振替えて拘束される場合。

すなわち、貸出額の30%が拘束された結果として実質金利は表面金利 (9%) よりも1.5%だけ高く10.5%となる。

上の数字例をもとにして, 実質金利率を求める公式を導いておこう。

貸出利率をi, 拘束性預金年利率をi', 預金拘束率 $\left(\frac{預金拘束額}{表面貸出額}\right)$ をkとすると,上の計算例でわかるように,

実質金利率
$$(R) = \frac{$$
貸出利率 $-$ 預金拘束率 \times 拘束預金利率 $1-$ 預金拘束率 $= \frac{i-ki'}{1-k}$ $= i+\frac{k}{1-k}\left(i-i'\right)^{(9)}$ 表面金利 預金拘束による

⁽⁸⁾ 第3節での実質金利の計算方法は通説に従ったものである。 山下 邦 男「銀行論」, p. 44, 東京大学出版会, 1974年12月。

これを言葉になおすと,「実質金利と表面金利との 開きは, 貸出利率 (i) と 拘束預金利率 (i') との差と $\frac{h \pi^{\infty}}{i + h \pi^{\infty}}$ $\left(\frac{k}{1-k}\right)$ との積に等しい」ということになる。この積の片割れであるところの $\frac{k}{1-k}$ の値を 現実の場合の範囲内で示すと3.1表のようになる。

k (%)	5	10	15	20	25	30	40	50	55	60
$\frac{k}{1-k}$	0.05	0.11	0.18	0.25	0.33	0.43	0.67	1.00	1.22	1.50

3.1表

この表の読み方はたとえば預金拘束率が30%の場合には,貸出利率と拘束 預金利率との差(さきの数字例では9%-5.5%=3.5%) の0.43倍(=1.5%) だけ,表面金利(9%)よりも高い実質金利となるということである。

第4節 過大な拘束預金の実例

昭和26年7月、大蔵省銀行局長が「歩積両建預金は好ましくない」旨の最

(9) (3.1)式の導出法:

$$\frac{i-ki'}{1-k} = \frac{i-ik+ik-i'k}{1-k} = \frac{(1-k)i+k(i-i')}{1-k}$$
$$= i + \frac{k}{1-k}(i-i')$$

(10) 神戸大学・三木谷良一教授から得たご教示はつぎのとおりである。

ここで問題となるのは、表面金利(i)と実質金利(R)とがどれだけちがうかということであるが、両者のちがい(R-i)をiで割って両者のギャップ率を求めると、

$$\frac{R-i}{i} = \frac{k}{1-k} \left(1 - \frac{i'}{i}\right)$$

すなわちギャップ率は預金拘束率(k)と金利の相対率 $\left(\frac{i'}{i}\right)$ とに依存することがわかる。そこで、iとi'とが同じ率で変化すると金利の相対率 $\frac{i'}{i}$ は一定のままとなり、上記ギャップ率は(金利の変動とは無関係に)預金拘束率だけによってきまることになる。

(11) 第4節は日本経済新聞、昭和52年6月20日付夕刊第一面の記事に基く。

初の自粛通達を出して以来,度重なる大蔵省の行政指導や公正取引委員会の 警告にも拘らず,金融機関の拘束預金確保の手口が巧妙化してきており,現 在でも実態は20年前とほとんど変わっていないのではないかと見る向きもあ るが,その経過で明るみに出た事例を紹介しておこう。

昭和35年に岐阜商工信用組合に対して株式会社「宮川」が750万円の貸付を依頼したとき、融資申込額750万円のうちの200万円と、この貸付とは別口で400万円(預金担保貸付)を貸付けてその全額との、合計600万円を拘束預金として預け入れさせた。(また貸付条件として連帯保証人の土地家屋に根抵当権を設定している。さらに利息分や調査料などの名目で約100万円が控除された。)この場合を整理すると、

名目貸付額= 750万円+400万円=1,150万円

拘束預金 = 200万円+400万円= 600万円(-

実質貸付額=1,1150万円-600万円= 550万円

控除額(利息,調査料) = 100万円(-

純貸付額 = 550万円-100万円= 450万円

この場合の両建預金拘束率は $\frac{600}{1.150}$ =52.2%。

「宮川」側の計算では実効金利が19.4%になるという。

このように過度の両建預金契約はきわめて厳しい内容であり、利息制限法による法定利息(15%)を上回るだけでなく、取引上の自己の優越した地位を利用して不当に不利益な条件で取引することを禁じた公取委告示に抵触しているとして、この契約内容は違法・無効であると訴えたのに対し、(一審の岐阜地裁はこの主張を全面的に認めたが二審の名古屋高裁は一審判決を破棄した。これに対して)昭和52年6月20日最高裁の判決では、「この契約は両建預金が貸付額の52.2%に達し、借り主の負担する利息が1割7分1厘と、実質的には利息制限法の制限利率を超えており、独禁法に違反する。」と述べ、「独禁法に違反する契約は是正されるべきだが、契約が無効となる範囲などについて審理が尽くされていない。」として名古屋高裁判決を破棄、同高裁に差し戻す判決が下された。

なおこの貸付を受けるに際しての信用組合への出資金50万円も,借用期間中には現金化できないので,結果的にはこれもこの信用組合から借入れを行うに必要な拘束預金の一部と考えられる。これを含めて考えると,拘束率は $\left(\frac{650}{1.150}\right) = 56.5\%$ となる。

第5節 にらみ預金

調査時期	(a) 狭義の # 表際 A U. 家	(b) 事実上の サま気 A U-液	(c) =(a)+(b) 広義の	(d) <u>預金</u> 借入比率							
7322 3777	拘束預金比率	拘束領金比率	拘束預金比率	恒人							
第1回(昭39.3.)		 -	29.3	46.2							
5 (41.5.)	14.5	10.6	25.1	48.7							
10 (43.11.)	9.8	15.5	25.3	46.7							
15 (46. 5.)	8.5	12.2	20.7	40.0							
20 (48.11.)	4.1	13.5	17.6	41.7							
23 (50. 5.)	3.2	13.6	16.8	38.1							
24 (50.11.)	3.1	14.1	17.2	49.9							
25 (51, 5.)	2.7	14.1	16.8	39.2							
26 (51.11.)	2.5	13.9	16.4	39.8							
27 (52. 5.)	2.2	11.3	13.5	36.8							

5,1 表 拘束預金比率と預金対借入比率

(a) 「狭義の拘束預金」= 借入または手形割引に関連して質権設定、預金証書の差入れ、または念書(拘束承諾書)で拘束されている預金。(なお口約束で拘束された債務者預金は昭和52年4月から実施の大蔵省指導基準(51.11.18.付銀行局長通達)で拘束預金として拘束することが認められなくなったので「狭義の拘束

(12) 関係条文:

私的独占禁止法2条7項5号(不公正な取引方法) == 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

同法19条(不公正な取引方法の禁止) = 事業者は不公正な取引方法を用いて はならない。

公取委告示11号の10 (不公正な取引方法) = 自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを利用して,正常な商慣習に照らして相手方に不当に不利益な条件で取引すること。

預金 から除いてある。)

- (b) 「事実上の拘束預金」= 借入または手形割引の関連で、必要な時にも 事実上引 出せない預金。
- (c) 「広義の拘束預金 |= (a)+(b)

公正取引委員会が中小企業を対象として毎年2回実施している拘束預金に関するアンケート調査結果をみると、近年になって表面上は拘束性預金比率は低下しているが(表5.1(a)欄参照)、それは狭義の拘束性預金に関する比率が低下しただけであって、暗黙のうちに事実上払い出しを拘束されている「にらみ預金」の方が増えているので、実質的な拘束性預金比率は昔と変わっていないとも言われている。その理由は、(b)欄は口頭で拘束されている事実上の拘束預金であるのに対し、(d)欄の一預金一比率の中には、金融機関の無言の圧力による意識的および無意識的な拘束預金の部分が多額に含まれている可能性が考えられるからであろう。すなわち5.1表の広義の拘束預金比率を示す(c)欄と預金対借入比率を示す(d)欄との開きの中に含まれるものを読みとるための参考材料として、アンケート回答者の意見の中から拾い出してみよう。

- (1) 預金獲得競争で特に $3\cdot 6\cdot 9\cdot 12$ 月 には 1 か月だけでも預金してほしい との要請があり、これに 応じないと 貸出に 影響 することがあるとい $(^{14})$ う。
- (2) 記念預金(支店長就任,店舗新築,開店,周年記念など)はせいぜい 一年に一回位にしたらどうかという意見。
- (3) 預金量の順位発表をやめれば、幣害はなくなるのではないかという意
- (13) 第5節のアンケート回答の意見や統計値は、全国相互銀行協会業務部業務課、 業務関係ニュース(52.12.1.) No. 31. 所載の「公正取引委員会が実施した拘束 預金に関する調査結果(昭和52年11月23日 付朝刊で概要が紹介されている)」 から引用した。

調査対象:中小企業から800社を任意抽出(回答率50.8%)。

調査実施: 昭和52年5月末現在(第27回調査)。

(14) これも一旦預金すると、余程の事情がないかぎり、なかなか引出しにくいもので、結局無意識的な拘束預金となってしまうものと考えられる。

見。

- (4) 自発的に協力預金をしても、それを引出そうとすると制止される場合がある。
- (5) 非拘束の定期預金が満期になって引出すときに、使途を尋ねられるのがわずらわしい。
- (6) 非拘束の定期預金の満期が到来しても、別口で融資するから引出さないでほしいと言われるケースがある。
- (7) 新規借入れの時、自発的に預金の申入れをすると、これを逆手にとって預金を強要されるケースがある。
- (8) 預金引出しの話をすると、借入金を返済せよと強要されるケースがある。
- (9) 貸出した時は通知預金を希望され、一定期間後、定期に変えよと言われたケースがある。
- (10) 融資を受けた時、個人の財形積立を求められるようになった。
- (11) 会社取引は改善されたが、社長個人の預金がにらまれていることがある。
- (12) 拘束解除の通知を受取っても、いざ実際に引き出すという場合にはひとこと言われる、または無言の圧力を感じる。

以上は、無意識のうちに実質拘束率が高められていることの事情を物語る 回答であるが、ついでに、銀行の優位性を利用した取引とみられる回答も2 つだけ例示してみると、

- (13) 公定歩合引上げの時は既契約についても引上げられるのに、公定歩合引下げの場合はなかなか引下げてもらえない。
- (14) 希望日に手形割引をしてくれないで、その日以前に割引を強いられる ケースが多くなった。

以上の点はすべて、金融機関の過当な利潤追求につながる問題点であると 批判をうけるかもしれない。

第6節 にらみ預金と実質金利

前節によって、近年表面上は拘束性預金比率は低下してきたが、暗黙のうちに事実上払出しを拘束されている「にらみ預金(口約束の 拘束 預金の他に、意識的・無意識的に拘束されている預金を含む)」が増えているために、最も広義の実質上の拘束性預金比率は昔と余り変わっていないのではないかと推察される事情が了解されたであろう。

ここで、つぎに示すような新しい問題が生じてくる。第3節のはじめに示した数字例について、30%の拘束預金が1年または2年の定期預金でなく、通知預金(年利率1.75%)の形でにらまれているとしよう。公式(3.1)により、

実質金利=
$$0.09+\frac{0.3}{1-0.3}$$
×(0,09-0.0175)= $0.09+0.0311$ = 12.11%

すなわち、正式(狭義)の拘束預金の場合ならば、実質金利が表面金利よりも1.5%高い利率にとどまっていたのであるが、通知預金の形での「にらみ」では3.11%も表面金利から離れることになり、借手側としては正式の両建ての場合よりも苦しい立場に追い込まれることになる。さらに極端な例として、これがもし当座預金の形でにらまれることになると事態は最悪となり、金融機関側ではさらに利潤が上乗せされるという結果を導く。

このように、大蔵省の指導と公取委の監視の下にある拘束性預金の過当な 抑圧は、一部の債務者(企業)に対し以前よりも過重な負担をかけることに なるかもしれないという皮肉な結果に導く恐れがある。

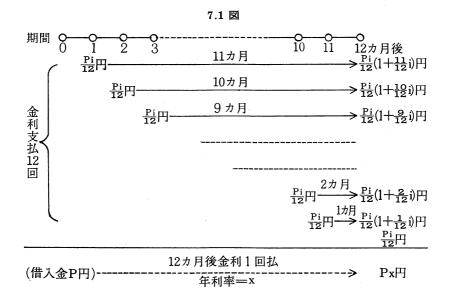
⁽¹⁵⁾ 正式(狭義)の拘束性預金については、大蔵省の指導と各金融関係協会の自主申合せにより、貸出のうち拘束された部分に対する貸付金利の軽減措置(①手形の分割,②戻し利息,③約定金利引下げ、のいずれかの方法による)を実施することになったので、「狭義の拘束」と「にらみ」との実質金利の開きはさらに大きくなるはずである

第7節 実質金利計算法の修正

金融機関の拘束預金金利は約定期間(通常1年)経過時に支払われるのに対し、貸出金利の方は、対企業では毎月前払い、対消費者では毎月後払いがふつうである。そこでこの金利支払時期の違いを考慮するとき、第3節で示したような通説による実質金利計算式は、単純で取扱いが容易であるという利点は認められるが、数学的経済学的には明らかに誤りを含んでおり、近似式としても認めることは困難である。本節でこれを修正し、ヨリ正当な実質金利計算法を示したい。ここでは拘束預金の満期は1年として計算する。(2年物は中間利払いが含まれるので、応用問題として残しておく。)

(1) 金融機関の貸出金利が毎月後払いの場合の実質金利

貸付金の表面上の約定金利を年利率でiとすると,貸出金P円につき毎月 $\frac{Pi}{12}$ 円ずつ利子の後払いをすることになるが,一年間にわたって考察し,これを1年後一括払(預金金利型)に換算すれば何%の金利に相当するかを



求めるのであってその実質金利をxとあらわす。

(a)単利で計算する場合。

1年間のうちの最初の1か月後に支払った利息は,預金金利型でいえばさらにあと11か月を経てから支払えばよいはずのものであるから,利子を11か月先払いしたことになり,これに11か月分の単利月割計算で利子を計算すると,この第1回目の利子 $\frac{Pi}{12}$ 円は,それから11か月後に $\frac{Pi}{12}$ ($1+\frac{11}{12}i$) 円だけの利子を支払うことと等価関係にある。(7.1図一番上の矢印の元と先とがこの関係を表わしている。) 以下同様にして,各回に支払った利子が定期預金の満期日には7.1図右端に示す価値をもつので,この12回分の利子の実質的期末価値の合計は

$$\begin{split} \frac{Pi}{12} \Big(1 + \frac{11}{12}i \Big) + \frac{Pi}{12} \Big(1 + \frac{10}{12}i \Big) + \frac{Pi}{12} \Big(1 + \frac{9}{12}i \Big) + \cdots \\ + \frac{Pi}{12} \Big(1 + \frac{2}{12}i \Big) + \frac{Pi}{12} \Big(1 + \frac{1}{12}i \Big) + \frac{Pi}{12} (\square) \end{split}$$

となり、借用金P円に対して1年間に1回ずつ期末に利子を支払う場合の金額 Px がまさに上の値に等しいはずであるから、

$$Px = \frac{Pi}{12} \left\{ \left(1 + \frac{11}{12}i \right) + \left(1 + \frac{10}{12}i \right) + \dots + \left(1 + \frac{1}{12}i \right) + 1 \right\} \dots (7.1)$$

これより

$$x = i \left(1 + \frac{11}{24} i \right) \tag{7.2}$$

が得られる。

第3節はじめの数字例 i=0.09 の場合でいえば、

$$x = 0.09 \left(1 + \frac{11}{24} \times 0.09\right) = 9.37\%$$

となる。すなわち、実質金利の公式 (3.1)で貸付金利 i の値として用いるべき値は表面金利の 9 %ではなく、本節 (7.2) 式で示した実質貸付金利 (x=) 9.37%である。この値を使うとき、両建てによる実質金利は

$$R = i + \frac{k}{1 - k}(i - i') = 0.0937 + \frac{0.3}{1 - 0.3}(0.0937 - 0.055)$$
$$= 0.0937 + 0.0166 = 0.1103 = 0.09 + 0.0203$$

= 0.0937 + 0.0166 = 0.1103 = 0.09 + 0.0203

となり、第3節の単純な計算法では表面金利と実質金利との差が1.5%であったのが、本節で修正された計算法によると、これらの金利の差が2.03%と

なる。このように、単純な計算式によると0.53%もの誤差を生じるので、近 似値の計算式として認めることは困難であると先に述べた次第である。

(b) 複利で計算する場合

(a)では単利法で計算したが、本来は複利法で計算すべき性質のものであるかもしれない。そこで、複利法で計算しなおしてみよう。

$$\frac{Pi}{12} \left\{ \left(1 + \frac{i}{12} \right)^{11} + \left(1 + \frac{i}{12} \right)^{10} + \dots + 1 \right\} = Px$$

$$\therefore x = \frac{i}{12} \cdot \frac{\left(1 + \frac{i}{12} \right)^{12} - 1}{\left(1 + \frac{i}{12} \right)} = \left(1 + \frac{i}{12} \right)^{12} - 1 \tag{7.3}$$

i=0.09のときには

$$x = \left(1 + \frac{0.09}{12}\right)^{12} - 1\tag{7.3a}$$

を計算しなければならないが、この許算には Taylor の定理を利用すればよい。すなわち、

$$f(a+h) = f(a) + hf'(a) + \frac{h^2}{2!}f''(a) + \frac{h^3}{3!}f'''(a) + \dots + \frac{h^{n-1}}{(n-1)!}f^{(n-1)}(a) + \frac{h^n}{n!}f^{(n)}(a+\theta h), \quad 0 < \theta < 1 - \dots$$
 (7.4)

いま $f(x) = x^{12}$ と おくと, $f'(x) = 12x^{11}$, $f''(x) = 132x^{10}$, $f'''(x) = 1320x^{9}$, ……となり,x = aのとき,ティラー展開式(7.4)は

$$f(a+h) = a^{12} + h \times 12a^{11} + \frac{h^2}{2!} \times 132 \ a^{10} + \frac{h^3}{3!} \times 1320a^9 + \cdots$$
 (7.5)

となる。ここで a=1 とおけば,

$$f(1+h)[=(1+h)^{12}]=1+12h+66h^2+220h^3+\cdots$$
 (7.6)

そこで h=0.0075 とすれば (7.6)式は

 $(1+0.0075)^{12} = 1+0.009+0.0037125+0.000928125$

$$=1.093805$$
 (7.7)

(7.7)を(7.3a)に代入すれば、x=9.38となり、単利計算法による(a)よりも約0.01%高い実質貸付利率が得られる。この値を用いると両建による実質金利率(3.1)は

$$R = 0.0938 + \frac{0.3}{1 - 0.3}(0.0938 - 0.055)$$

= 0.1104 = 0.09 + 0.0204

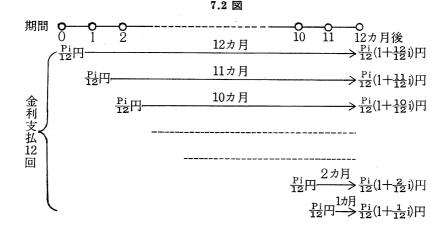
となって、預金拘束による表面金利と実質金利との開きは2.04%となり、単利許算法の値に比べて0.01%しか違わないことがわかる。

(2) 金融機関の貸出金利が毎月前払いの場合の実質金利

(1)の場合で、(a)単利計算法によった場合と(b)複利計算法による場合とで計算の結果に無視できる程度の差しかないことが推定されるので、ここでは単利計算法で複利計算法の近似値をも代表させることにする。

7.2図 の説明は(1)の場合に準ずるのでここでは省略して方程式を示すと、 $\frac{Pi}{12}\Big\{\Big(1+\frac{12}{12}i\Big)+\Big(1+\frac{11}{12}i\Big)+\Big(1+\frac{10}{12}i\Big)+\cdots\cdots+\Big(1+\frac{2}{12}i\Big)+\Big(1+\frac{1}{12}i\Big)\Big\}=Px$ (7.8)

$$\therefore x = i \left(1 + \frac{1}{2}i\right) \qquad \cdots (7.9)$$



i=0.09 のとき、x=0.09405、すなわち金融機関の貸出実質金利は表面金利(9%)よりも0.405%高く、また毎月後払いの(1)の場合よりも0.035%高い

わけである。この値を用いて両建ての場合の実質金利率を許算すると、

$$R = 0.09405 + \frac{0.3}{0.7}(0.09405 - 0.055) = 11.08\% = 9\% + 2.08\%$$

つまり実質金利と表面金利との開きは、貸出利息の毎月後払いの場合よりも 0.04%高く、2.08%であることがわかる。

これがにらみ預金(通知預金)の場合には,

$$R = 0.09405 + \frac{0.3}{0.7}(0.09405 - 0.0175) = 12.686\%$$

となって、上記の開きは単純計算による開きよりも0.576%高く、3.686%である。

最後に、両建の場合の(単利許算によって修正された)実質金利の公式を 示しておこう。

(a)金利の毎月後払いの場合。

実質金利 =
$$i\left(1+\frac{11}{24}i\right)+\frac{k}{1-k}\left\{i\left(1+\frac{11}{24}i\right)-i'\right\}$$

= $i\left($ 表面金利 $\right)+\left(\frac{11}{24}i^2+\frac{k}{1-k}\left\{i\left(1+\frac{11}{24}i\right)-i'\right\}\right)\cdots\cdots$ (7.10)

(b)金利の毎月前払いの場合。

実質金利 =
$$i\left(1+\frac{1}{2}i\right)+\frac{k}{1-k}\left\{i\left(1+\frac{1}{2}i\right)-i'\right\}$$

= $i\left($ 表面金利 $\right)+\left(\frac{1}{2}i^2+\frac{k}{1-k}\left\{i\left(1+\frac{1}{2}i\right)-i'\right\}\right)\cdots\cdots$ (7.11)

第8節 拘束性預金擁護論

(1) 日本では政府機関によって拘束性預金が悪であるときめつけられているようであるが、果たしてそうであろうか。もちろん、戦後一貫して政府のとってきた低金利政策の立場から言えば、預金拘束によって裏金利を稼ぐことは政府の政策の裏をかく行為であることにはちがいない。しかし資金を貸付ける金融機関の立場から言うと、たとえば小口貸付けは大口貸付けに比べて貸付額1単位当たりの人件費、物件費、その他どの費用をとり上げてみても高くつくことは誰でも認めるところであって、これだけで考えても、すべての債務者に平等の金利で貸付けるような銀行経営は正常とは言えないであ

ろう。Aクラスの優良な貸付先はこげつく心配がないから表面金利のままで十分に採算がとれるとしても,不良な貸付先はそのうち何件がこげつくか分からないのに,半ば公的に押しつけられた表向きの金利だけでうまくやってゆけるかどうかは誰にも確信できないであろう。このような危険に対する保険料の意味をも含めて考えた場合に,拘束性預金の形で裏金利を稼いだといって目鯨を立てるのはどんなものであろうか。裏金利を手数料プラス保険料と解することを提案したい。

(2) 第4節で紹介したきわめて過大な預金拘束率(52%)の場合でもその実質金利は公称17%にとどまっている。これを物価上昇率年10%でデフレートすると、物価上昇ゼロの物価安定期に金利を年6.4%支払うことと同じであるから、債務者側としてはそれほど利払困難とは考えられない。

重ねて述べるが、物価上昇率ゼロの時期に8%の金利を支払うことよりも、物価上昇率10%の時期に17%の金利を支払うことの方が相対的に楽なのである。

(3) 米国の商業銀行では 補償残高 (Compensating balance) の慣行が 古くから存在する。貸出額の $20\sim30\%$ が補償残高として,要求払預金(無利子)の形で留保されるのである。これを日本の拘束性預金にあてはめて言いかえると,貸出額の $20\sim30\%$ が利子のつかない当座預金のままで留保される わけであるから,この場合実質金利を求める(3.1)式は

$$R = i$$
 + $\frac{k}{1-k}i$ (8.1) 表面金利 補償残高による 金利負担増

- (16) 1年満期100万円の借用金につき,満期日に17%の 金利をつけて 返済する例では,1年後に元利合計117万円 返済することになる。この間に 物価が10%上昇していると,返済時点での117万円は借入時点での $\left(\frac{117}{1.1} \right)$ 106.4万円の価値しかない。そこで,100万円の借用金を 1年後に借用時点での106.4万円の価値にして返済すればよいのであるから,実質利子率は $\left(\frac{106.4-100}{100}\right)$ = 6.4%となる。
- (17) 山下邦男, 前掲書, p. 45.

となって、日本の拘束預金の場合よりもさらにきびしい実質金利となる。米国では高い拘束率(k)が最初にきまっていて、優良企業を誘引するために拘束率を引下げるから、日本の拘束預金とは性質がちがうという意見があるが、話の出発点が違うだけで、結果は同じことなのである。要は、拘束率と表面金利率がいくらだから実質金利はいくらになるということである。米国では補償残高は国会で問題になっていないようであるが、日本の拘束預金廃止論者は補償残高なら認めるというのであろうか。

(4) 低金利政策のもとで資金需給のアンバランスを解消させるには、資金供給の窓口規制や割当制のような方策を必要とするのではないか。これらは汚職を生み出す根源である。これに対して両建預金で実質金利を高めるのも需給アンバランス解消の一つの方法である。結局この方法が需給をバランスさせるのに最も有効で比較的公平な次善の策でもあろう。拘束預金を現在のように抑えるとどうなるか。現実に問題となっているように、最も広義の、極めて陰険な「にらみ預金」(第5節参照)が正式の拘束預金に代わって現れている。そしてこの方が米国の補償残高に似て実質金利が高くつくことになる(第6節参照)。結局過当にならない程度の拘束預金(しかも現在のように拘束部分の金利を軽減しないで済むもの)は必要悪または次善の策として認めるのが賢明な解決策ではないだろうか。

あとがき

本稿の一部にあたる拘束性預金の実質金利の分析については、昭和52年11 月19日の MME 研究会(神戸大学経済経営研究所で開催)で報告し、 諸学 兄から有益なご教示や質疑を得、それによって本稿の他の部分にも彫琢を加 えることができた。ここに記して謝意に代えさせていただく。

⁽¹⁸⁾ 拘束率が同じとしての表現である。

⁽¹⁹⁾ 私は必要悪とは思わないが、本文では譲歩して表現した。